### rei lews

## 知的財産権判例ニュース

生田哲郎◎弁護士・弁理士/吉浦洋一◎弁護士・弁理士

# ランプシェードの図柄を含む登録商標について商標法4条1項19号により 無効とした2件の審決に対して、各審決取消訴訟で判断が分かれた事例

[知的財産高等裁判所 平成30年7月25日判決 平成30年(行ケ)第10004号] [知的財産高等裁判所 平成30年7月25日判決 平成30年(行ケ)第10005号]

### 1. 事案の概要

被告は、著名なデザイナーによるラ ンプシェード商品〈PH5(被告商品1)、 PHスノーボール(被告商品2)〉を、数 十年にわたって世界的に販売している デンマークの会社です。被告は、2013 年12月に、被告商品1の立体的形状に ついて立体商標として商標登録出願を し、3条1項3号に該当するとされな がら3条2項の規定の適用を受けて、 2016年に商標登録を受けました〈第 5825191号(引用商標1)〉。

原告は、被告商品などのリプロダク ト製品を販売している会社で、被告か ら不正競争防止法2条1項1号の不正 競争に当たるなどとして、2013年2月 と11月に警告されました。原告は、 2013年6月に被告商品1の、2014年1 月に被告商品2の、それぞれ側面を模 した図形と自社のロゴなどを含む2件 の商標登録出願を行い、商標登録を受 けました〈第5643726号(登録商標1)、 第5685459号(登録商標2)〉。

この2件の登録商標に対し、被告は、 引用商標1、引用商標2(被告商品2 の立体的形状) に基づいて商標法4条 1項19号などを理由とする無効審判を 請求したところ (無効2017-890003、無 効2017-890004)、いずれも19号に該当 するとして無効審決がされました。

本件はこの2件の審決に対する審決 取消訴訟(訴訟1および訴訟2)です。

#### 【登録商標1】



【登録商標2】



【被告商品1 (引用商標1)】



【被告商品2(引用商標2)】



#### 2. 特許庁の判断

(1) 登録商標1に対する審決(審決1) 引用商標1に基づく登録商標1の19 号違反について、特許庁は、以下のよ うに判断しました。

まず、被告商品1について、

- ① デンマークで1958年から販売を開始 し、日本では1976年以降に販売してい ること
- ② 全世界で50万台を超すセールスのあ るロングセラー商品であり、日本でも 1999年から2014年の間に約7万5000台 を販売したこと
- ③ 被告商品1を掲載した商品カタログ が定期的に作成され、建築設計事務所 などの顧客約5000社(人)に配布され、 数多くの出版物で紹介されていること
- ④ 文部科学大臣が認定した教科書に掲 載されていること
- ⑤ 平成9年度通商産業省グッド・デザ イン外国商品賞を受賞していること
- ⑥ 被告商品1の引用商標1が長年使用 された結果、被告の業務に係る商品であ ることを認識できる旨の国内および外 国の著名なデザイン関係者およびデン マーク駐日大使の証明書、陳述書の存在

などの事実を認定しました。

そして、引用商標1の立体的形状に ついて、「本件審決時を基準として客観 的に見れば、照明器具の『ランプシェー ド』について、機能又は美感に資する

ことを目的として採用されたものと認められるものであるから、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、商標法第3条第1項第3号に該当する」としました。

そのうえで、前記認定した各事実に基づき、「引用商標は、ランプシェードの形状として通常採用されている範囲を大きく超えるものとまでは認められないものの、引用商標のような5層構造のランプシェードの立体的形状の2層目から5層目が独特に組み合わさった形状に基づく4枚のシェードからなる構成を有した形状は、他に見当たらない」こと、「超ロングセラー、ルイスポールセンの名作照明といった極めて高い評価が雑誌等に数多く採り上げられ」ていることなどから3条2項該当性を認めました。

そして、登録商標1と引用商標1の 類否は、「外観がその識別に重要な役割 を果たすことをあわせ考慮すれば、外 観において極めて近似する本件図形と 引用商標は、互いに類似するものと判 断するのが相当」とし、類似すると判 断しました。

また、リプロダクト製品として販売 していたこと、被告の警告の後に出願 していること、原告が被告の正規品の 輸入を阻害する行為に及んでいたこと などから不正の目的を認定しました。

#### (2) 登録商標2に対する審決(審決2)

被告の引用商標2に基づく登録商標2の19号違反について、特許庁は、以下のように判断しました。

まず、被告商品2について、

- ⑦ デンマークで1958年から販売を開始 し、日本では1986年以降に販売してい ること
- ⑧ 日本において2000年から2016年の間 に約5700台を販売したこと
- ⑨ 被告商品2を掲載した商品カタログが定期的に作成され、建築設計事務所などの顧客約5000社(人)に配布され、数多くの出版物で紹介されていること⑩ 被告商品2の引用商標2が長年使用された結果、被告の業務に係る商品であることを認識できる旨の国内および外国の著名なデザイン関係者およびデンマーク駐日大使の証明書、陳述書の存在などの事実を認定しました。

そして周知性、類似性、不正の目的に ついても登録商標1の審決とほぼ同様 の判断をし、19号該当性を認めました。

#### 3. 裁判所の判断

#### (1)訴訟1での判断

訴訟1では、審決1で認定した事実 のうち、①~⑤の事実を認定しました。

そして、引用商標1について、審決 1と同様に、「被告商品の立体的形状それ自体に商品の出所を表示し、自他商品を識別する機能(自他商品識別機能)ないし自他商品識別力があるものとは認められない」として自他商品識別性を否定しました。

そのうえで、引用商標1の周知性について、「日本国内において、1976年(昭和51年)から約40年間にわたり継続して販売されているランプシェードのロングセラー商品であり、最近の販売台数は、1999年(平成11年)以降の1年当たりの平均販売台数(約4664台)を上回り、増加傾向にある」こと、商品

カタログなどにおける被告商品の取り 上げ方について、「被告商品がヘニング センがデザインした『世界のロングセ ラー『商品であることを強調し、被告 商品のデザインを印象づけるような広 告が繰り返しされている こと、雑誌 等の出版物への掲載状況について、「多 数の出版物において、被告商品の形態 (立体的形状) が認識できるような写真 と共に紹介されており、その基本的な 内容は、被告商品は、20世紀を代表す るデザイナーであるヘニングセンが 1958年にデザインし、被告が販売する 世界のロングセラー商品であり、そのデ ザインが優れていることを強調|して いるとしました。

さらに、「被告商品は、平成9年度通商産業省選定グッド・デザイン外国商品賞(インテリア用品部門)を受賞し、平成24年には高等学校の教科書において、被告商品の写真と共に、『モダンデザインの代表的ペンダント PH5…ポール・ヘニングセン』として掲載」されたことも指摘しました。

これらを総合し、「本件商標の登録出願時までには、被告商品が日本国内の広範囲にわたる照明器具、インテリアの取引業者及び照明器具、インテリアに関心のある一般消費者の間で被告が製造販売するランプシェードとして広く知られるようになり、被告商品の立体的形状(引用商標)は、周知著名となり、自他商品識別機能ないし自他商品識別力を獲得するに至った」として周知性があると判断しました。

加えて、登録商標1は引用商標1に 類似するとし、また「原告は、被告商品 の立体的形状(引用商標)が被告商品を 表示するものとして需要者の間に周知 著名であることを十分に認識しながら、 被告から原告商品の販売が被告の商標 権及び著作権を侵害し、不正競争に当た る旨の警告を受けた際に、引用商標が未 だ商標登録されていないことに乗じ、被 告との交渉を有利に進め、あるいは対抗 手段を確保することを意図して、本件商 標の登録出願を行い、しかも、現に本件 商標の商標権に基づいて被告商品に対 する輸入差止申立てを行っていること が認められるから、原告による本件商標 の登録出願は、被告による被告商品の営 業活動に支障を生じさせることを目的 とするものというべきである」として不 正の目的も認定しました。

#### (2)訴訟2での判断

訴訟2では、審決2で認定した事実の うち、⑦~⑨の事実を認定したうえで、 引用商標2について、訴訟1と同様の 理由で自他商品識別性を否定しました。

そして、引用商標2の周知性につい て、「被告商品の販売実績は決して多い とはいえ」ず、「被告商品の販売台数が 短期間の一時期に飛躍的に増加したと いうような事情」もないこと、商品カ タログでの被告商品の取り上げ方につ いて、「被告商品は、『PH』シリーズの 他の複数の商品と共に掲載され、これ らの商品の形態(立体的形状)が認識 できるような写真が掲載されてはいる が、被告商品の写真は他の商品の写真 と同程度の大きさであり、被告商品が 特に目立つものではない。また、被告 商品の写真が商品の説明と共に掲載さ れたもの……もあるが、その説明は、へ ニングセンによってデザインされたPH シリーズの商品全体についてのもので あり、被告商品に特に焦点を当てて、そ の立体的形状を印象付けるような内容 のもの」ではないこと、「被告日本法人 作成の商品カタログでは、被告商品が 写真と共に1頁にわたって紹介された もの……があるが、被告商品の説明は、 被告商品の機能が中心であり、その立 体的形状を印象付けるような内容のも のとはいえない | としました。

また雑誌についても、「その多くは、 被告商品が『PH』シリーズの他の複数 の商品と共に掲載されたものであって、 被告商品の写真は他の商品の写真と同 程度の大きさであり、被告商品が特に 目立つものではない。また、被告商品 が写真と共に1頁にわたって紹介され ると共に、被告商品の説明が付された 雑誌……もあるが、これらの雑誌の発 行部数、主な購買層等は明らかではな い」と判断しました。

これらから、「引用商標が、1986年(昭 和61年)から本件商標の登録出願日(平 成26年1月30日)までの間に被告商品 に使用された結果、本件商標の登録出 願時において、周知著名となったものと はいえないし、また、自他商品識別機 能ないし自他商品識別力を獲得するに 至ったものと認めることはできない| とし、引用商標2の周知性を否定しま した。

さらに、リプロダクト品の対象とし

て被告商品を選択したこと自体が周知 性を示しているとの主張について、「イ ンテリア商品の販売を業とする原告が リプロダクト品の対象として被告商品 を選択したからといって、少なくとも 需要者である照明器具、インテリアに 関心のある一般消費者の間に被告商品 及びその立体的形状が広く認識されて いることを客観的に裏付けるものでは ない としました。

#### 4. 考察

取り上げた2件の審決取消訴訟では、 いずれも世界的に著名なデザイナーに よる商品が長年にわたって販売されて きたことは認定しながらも、被告商品 1の引用商標1については周知性が認 定されたのに対し、被告商品2の引用 商標2については周知性が否定され、判 断が分かれました。

この結論の相違について、被告商品 1がそのカタログや出版物などで個別 に紹介されるなどの事情があったのに 対し、被告商品2は個別に紹介される などの事情があまり見られなかった点、 グッド・デザイン外国商品賞の受賞の 有無、教科書への掲載の採否などが影 響したと思われます。

これらの2件は、周知性の立証でど のような証拠を準備すればいいかを示 唆する事案として、実務上、参考にな ると思われます。

#### いくた てつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっ ぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、 米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

早稲田大学理工学部情報学科卒業。一橋大学大学院国際企業戦略研究科経営法務専攻修了、 成蹊大学法科大学院修了。知的財産権の権利化、侵害や無効鑑定業務、コンピュータ関連の 法律問題に従事。